

平成30年12月

刈谷労働基準監督署からのお知らせ

刈谷市若松町1丁目46番地1 刈谷合同庁舎3階 ☎0566(21)4885

□ 刈谷署管内の労働災害発生状況(労働者死傷病報告書受付状況)

概況:



<平成30年中に発生した労働災害の発生件数>

(11月末時点)

業種	今月件数	累計	対前年増減数	業種	今月件数	累計	対前年増減数
製造業計	18	153 (1)	-18 -1	建設業計	4	24	-5 -2
食料品	4	24	-18	土木	3	8	+5
繊維		2	-2	建築		10	-11 -2
木材・木製品		1		その他	1	6	+1
製紙・印刷	1	2	-2	交通・運輸業	9	59	+8
化学		10	-7 -1	陸上貨物業		1	-4
窯業・土石	1	8		港湾荷役業		1	+1
鉄鋼・非鉄		10		商業	8	51	-2
金属製品	9	36	+7	接客・娯楽業	5	25	+2
一般機械	2	11	+3	清掃業	4	23	+3 -1
電気機械		4	+1				
輸送用機械	1	38 (1)	+2 +1	上記以外	10	63	+13
その他製造		7	-2	合計	46	400 (1)	-2 -4

※ 本統計は、平成30年11月末までに受け付けた労働者死傷病報告(休業4日以上)の件数を集計したものです。

※ ()内は死亡者数を内数で表しています。

コメント

11月は休業4日以上の労働災害の報告が多くありました。昨年は過去5年間で最も多く労働災害が発生した年でしたが、今年度も去年の水準に後戻りし、現状で増加傾向と言わざるを得ない状況です。特に、対前年で増加している業種の事業場については今後、労働災害の撲滅については、労使で確認をお願いします。特に、12月は、職場の年末安全衛生推進運動を展開中です。慌ただしくなる時期ではありますが、死亡災害はもちろんのこと、不休災害まで含めた労働災害の撲滅に向け、「労働災害は撲滅出来る」との強い信念を持ち、取り組みをお願いします。

□ 今日のトピックス

☆「職場の年末安全衛生推進運動」実施中！！

年の瀬を迎える慌たしさの中で、経験不足、安全衛生教育不足等により、働く仲間の誰一人としてケガをすることなく、明るく新たな年を迎えるよう、リスクアセスメントの手法を用いた論理的な安全衛生管理の推進・定着により労働災害の防止を図るため「平成30年度 職場の年末安全衛生推進運動」を展開します。

経営トップが安全衛生管理方針についての所信表明を行い、期間中に職場巡視を行うなど率先して積極的に取り組み、労働者の安全意識高揚のための啓発を実施しましょう。

☆ 年末年始にプラスワン

来年1月4日は金曜になることから、1月4日を休日になると9連休となります。(土日休日の事業場の場合。)労働基準法の改正により、来年4月1日より、年10日以上の子年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、年間5日間の年休を時期を指定して与えることが義務づけられます。

年休の取得促進に向けた呼びかけをしていただくとともに、労働者の取得しやすい時期には、計画付与についても検討していただくようにお願いします。

(裏面あり)

愛知県特定最低賃金が引上げに

12月16日から16円～18円幅で

愛知県特定最低賃金が平成30年12月16日より、下記の表のとおり引き上げられます。愛知県特定最低賃金が適用になる事業場においては、労働者の賃金額を確認し、対応をお願いします。

最低賃金名	現行金額 (時間額)	引上額	H30.12.16～ 改正金額 (時間額)
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、 鋼材製造業最低賃金	941円	16円	957円
はん用機械器具、生産用機 械器具、業務用機械器具製 造業最低賃金	911円	17円	928円
電子部品・デバイス・電子回 路、電気機械器具、情報通 信機械器具製造業最低賃金	883円	18円	901円
輸送用機械器具製造業 最低賃金	919円	17円	936円
自動車(新車)小売業 最低賃金	904円	17円	921円

最低賃金の詳細については、刈谷労働基準監督署(0566-21-4885)または、愛知労働局労働基準部賃金課(052-972-0257)にお尋ね下さい。



その他のお知らせ



労務管理講習会のお知らせ

一般社団法人刈谷労働基準協会の主催(刈谷労働基準監督署後援)により、平成31年2月18日(月)、刈谷市産業振興センターで、労務管理講習会を開催します。働き方改革関連法については、施行日は、大企業と中小企業とで異なる事項もありますが、いずれ、どの企業でも対応が必要となってくるものであり、改正にあわせた処遇改善が労働者の定着率を上げるポイントの一つと考えます。

講習では、それらの内容について、刈谷労働基準監督署の担当者からご説明いたします。

参加申し込みは、平成31年1月からとなりますが、(一社)刈谷労働基準協会(TEL:0566-21-6337)まで、お願いします。

36協定の提出をお忘れなく!

36協定を始め、協定を締結後、労働基準監督署への提出が必要となる協定については、協定の満了時期をご確認していただき、協定の満了前に所轄の労働基準監督署に協定届を提出していただかなければなりません。

特に、1月や4月は、協定の更新月となっている企業が多いと思います。

さらに36協定については、労働基準法の改正に合わせ、様式も変更となり、は労働時間の上限規制が適用となる企業については、新様式で提出をすることが必要です。

36協定の様式に係る相談について、ご不明な点については、当署(0566-21-4885)にお尋ね下さい。